

# 「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定します

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）第2条で規定する、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定します

**施行日** 令和元年10月1日

**対象施設** 地方自治法第244条第1項の規定による区で設置した「公の施設」であって、区の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設

## 利用制限の要件

利用申請者が施設を利用するに際し、以下2つの要件をいずれも満たした場合に、**利用制限**を行うことができるものとする

- (1) ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと（＝言動要件）
- (2) ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること（＝迷惑要件）

利用制限の種類

不許可

施設管理者が、所管施設の利用について、利用制限の要件に該当すると判断した場合には、不許可とすることができる

許可の取消し

施設管理者が、所管施設の利用について、許可を決定した後、利用申請等の内容が利用制限の要件に該当すると判断した場合には、許可を取り消すことができる

- ※ 許可する場合であっても条件を付せる
- ※ 利用申請行為を伴わない場合でも管理条例等の規定により制限することはできる



## 利用制限の適用判断に当たっての留意事項

### ◆利用制限の適用における公平性・中立性の確保

- 施設管理者が利用制限要件への該当性及び不許可・許可取消しの妥当性を判断する際
  - ・施設利用の態様等（事前に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等）を踏まえる
  - ・原則として（仮称）学識経験者意見聴取会の意見を聴く

### ◆事案ごとに関連規定等に当てはめて適切に判断

- 憲法上保障された表現の自由、集会の自由に十分留意
- 恣意的運用や正当な表現活動を萎縮させることがないように留意
- 地方自治法や施設使用許可等の関係条例の規定等に基づき、個別事案ごとに各規定に当てはめて適切に判断

## ■基準の対象となるヘイトスピーチの定義■

### ➤ヘイトスピーチ解消法第2条における規定を準用

#### ■ヘイトスピーチ解消法第2条■

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

### ➤法務省から地方公共団体に示された例示を参考に総合的に判断

- ・本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知すること
- ・本邦外出身者を著しく侮蔑すること
- ・地域社会から排除することを煽動する言動